

農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産部農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとす。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

（受発注者共同による品質確保）

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければなら

ない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【受注者希望型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

（Web検査【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216371/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（国土地盤情報データベースへの登録）

第11条 受注者は、地盤情報（機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果）について「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。

- 2 受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って、成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。
- 3 受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）

を徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】に規定されている格納フォルダBORING/OTHSに格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

（本業務の特記仕様事項）

第 1 2 条 本業務における特記仕様事項は、別添の「地質調査業務特記仕様書」のとおりとする。

地質調査業務特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 この特記仕様書は、「R7阿耕 広域 阿南丹生谷3期 平川内地質調査業務（以下『本業務』という。）」に適用する。

(目 的)

第1-2条 本業務は、広域営農団地農道整備事業阿南丹生谷3期地区に係る平川内工区農道整備計画の橋梁実施設計に伴って、地質調査作業を行うものである。

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第2-1条 本業務の基準となる与点は、監督員との打ち合わせによるものとする。

(貸与資料等)

第2-2条 貸与資料や関連業務は、次の成果報告書等のほか、監督員との打ち合わせによるものとする。

- (1) R6阿耕 広域 阿南丹生谷3期 平川内実施設計業務
- (2) R6阿耕 広域 阿南丹生谷3期 平川内橋梁基本設計業務
- (3) R6阿耕 広域 阿南丹生谷3期 平川内地質調査業務
- (4) R6阿耕 広域 阿南丹生谷3期 平川内用地調査業務
- (5) その他必要となる資料1式

第3章 作業内容

(作業項目及び数量等)

第3-1条 本業務の主な作業項目及び数量等は、次のとおりとする。

- (1) 機械ボーリング等
 - ①土質ボーリング(Φ66・礫混じり土砂) 3 m
 - ②土質ボーリング(Φ66・軟岩) 5 m
 - ③標準貫入試験(礫混じり土砂) 3 回
 - ④標準貫入試験(軟岩) 1 回
 - ⑤資料整理取りまとめ(一般調査業務) 1 業務
 - ⑥断面図等の作成 (一般調査業務) 1 業務
- (2) その他
 - ①準備費(準備、後片付け及びその他) 1 式
 - ②仮設費(足場仮設0.3m以下) 1 式

(作業の留意点)

第3-2条 地質調査作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、新野土地改良区や関係地権者と連絡調整・事前了解のうえ、ボーリング調査等とともに、後片付け等を実施しなければならない。

第4章 契約変更

(契約変更)

第4-1条 本業務において、契約変更に係る協議事項は、次のとおりとし、内容等について変更があった場合は、両者協議のうえ、契約変更を行うものとする。

- (1) 「作業項目及び数量」に変更が生じた場合(軽微な変更は除く)
- (2) 工期の変更が生じた場合
- (3) その他